



呉市立小・中学校 共同事務センターだより

令和元年9月発行

第5号

担当 和庄共同事務センター

夏休みが終わり、2学期になりました。日中はまだ暑い日が続いていますが、朝夕の風には秋の気配を感じる頃となりました。
今月号では、「年次有給休暇」と「切手・はがきの値上げ」について紹介します。
年次有給休暇を取得する際に参考にしてみてください。



■ 年次有給休暇について

◇ 年次有給休暇は、週休日等以外に毎年一定の日数の有給の休みを職員の希望する時季（日）に与えることによって、職員の心身の疲労を回復させることを目的としたものです。



休暇票の記入例

※ 県費負担職員で勤務時間8:15～16:45（休憩時間12:15～13:00）の場合

届 出 欄						
届出日	期 間				時 数	届出印
	か ら		ま で			
月 日	月 日	時 分	月 日	時 分	日 時	
12 28	1 4		1 4		1	印
4 17	4 17	8 15	4 17	8 45	1	印
6 6	6 7		6 10		2	印
7 2	8 7		8 7		1	印
7 16	7 17		7 17		1	印
8 20	8 20	12 00	8 20	16 45	4	印
8 21	8 21	8 30	8 21	16 45	1	印

年末に、翌年取得する年休を記入する際は記入時点の年の休暇票ではなく翌年の休暇票に記入します。

1時間未満の端数は1時間に切り上げます。この場合は1時間使用したことになります。

期間に週休日等を含む場合は週休日等を除いた日数を記入します。

取得時数に休憩時間は含まないため、この場合は4時間です。

事前に申請する必要があるため、届出日が逆転することはありません。取得期間は日付が逆転することもあります。

休憩時間を差し引いて7時間30分年休を取得していますが端数を切り上げると8時間となり、1日の勤務時間を超えてしまうので1日使用となります。

年次有給休暇の日数・繰り越し



※ 県費負担教職員の場合

◇ 年次有給休暇の日数は1暦年につき20日付与されています。年の中途採用の場合は在職期間によって異なり、4月から新規採用された場合は15日付与されます。

～年次有給休暇の繰り越しについて～

○ 本務者の場合

年末においてその年に受けることができる年次有給休暇に残日数がある場合は、20日を限度として、その残日数を翌年へ繰り越すことができます。

○ 臨時的任用職員の場合

平成31年1月1日より年次有給休暇等の取り扱いが改正され、年をまたいで引き続き在職する場合、本採用職員等と同様に1月1日に年次有給休暇を20日付与し、前年における残日数(上限20日)を繰り越すこととなりました。

○ 再任用職員の場合

年末において年次有給休暇に残日数がある場合には、当該年に付与された日数を限度に、その残日数を翌年に繰り越すことができます。

その他、週当たりの勤務日数等、任用形態によっては繰越日数等が異なる場合がありますので、詳しくは事務職員へお尋ねください。

■ 郵便切手・はがきの値上げについて

10月1日の消費税率引き上げに伴い、定形郵便物の料金が「82円」から「84円」に、はがきの料金が「62円」から「63円」に改正されることとなります。

値上げ前の切手やはがきはどうしたらいいの？



◇ 郵便局では切手やはがきの現金での返金は行っていないため次の2つの内のどちらかの方法で対応することになります。

- 新しい料金の切手・はがきと交換する。(1枚当たり手数料5円を負担することになります。)
- 1円切手や2円切手で補填する。

サービス「一問一答！」

Q 病気休暇を承認する場合に、診断書は何日から必要か。

A 病気休暇の承認を受けようとする場合、その休暇の期間が週休日、休日等を除いて引き続き6日を超えるものであるときは、医師の診断書を提出することとされている。

なお、6日を超えない場合であっても、病気休暇を承認するに当たり、詐病等の疑いがある場合など、病状を確認するために特に必要と認めるときは、医師の診断書や証明書の提出を求めることができる。